

岩美町チョイスP a y加盟店募集要項

1 チョイスP a y導入の目的

ふるさと納税制度を活用した「ふるさと納税払い チョイスP a y（以下「チョイスP a y」という。）を導入し、寄附者に岩美町（以下「本町」という。）へ直接訪れていただき、本町の魅力にふれる機会の創出や、地域経済の活性化を図るものです。

2 チョイスP a yとは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントで、本町が認定した加盟店での食事や宿泊、レジャー、地場製品の買い物等に利用することができます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や物品販売店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用することができるようになります。

3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本町へ寄附
- ② お礼の品として岩美町チョイスP a yを希望した寄附者に対し、本町から電子チョイスP a yを発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本町から寄附者に対し、寄附金受領証明書等を送付
- ④ 寄附者が本町を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、岩美町チョイスP a yで対価を支払い
- ⑥ 本町は加盟店に対し、委託業者を通じて利用金額を支払い



4 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程・期限等
加盟申込書の提出期限	毎月月末締め
加盟決定登録	申込書受理日の翌月末日まで

5 事務局

岩美町役場 税務課 課税係

住所 〒681-8501 岩美町大字浦富675番地1

電話 0857-73-1413

メールアドレス urusato@iwami.gr.jp

6 加盟要件

岩美町チョイスPay加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できない。

- (1) 各種法令規則等に従った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 税金や利用料など本町に対する全ての債務について、滞納がないこと。
- (3) 本町内に店舗（飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- (4) 「7 対象商品・サービスの要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。
また、同一店舗内で対象外の商品を販売、提供している場合は、岩美町チョイスPayの利用可否（対象か否か）を明確に区分、表示し、運用できる店舗であること。
- (5) 岩美町暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (6) 公序良俗に反する営業店舗でないこと。
- (7) 全国共通のサービスを提供する店舗でないこと。（フランチャイズ、チェーン店等）
- (8) 処方箋薬局など税法が関係する商品を取り扱う店舗でないこと。
- (9) ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配、使用できること。

7 対象商品・サービスの要件

加盟店が岩美町チョイスPay使用取引の対象商品として取り扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

- (1) 下表「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本町内にて生産されたものであること。
2	本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本町内において生産されたものであって、近隣の市町村の区域内において生産されたものとして混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。

(2) 下表「返礼品対象分類表」に示された商品に該当しないこと。

分類	説明
ア 金銭類似性の高いもの	プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの

8 加盟登録申込方法

(1) 提出先

岩美町役場 税務課 課税係

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 提出書類

- ・岩美町チョイスPay加盟店登録申込書（様式第1号）
- ・岩美町チョイスPay事業者登録シート（様式第2号）
- ・店舗や代表的な商品・サービスの写真（5枚以内を電子メールで送付すること。）

(4) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、申込書受理日の翌月末日までにその結果

を加盟希望者あて文書で通知するとともに、加盟することが適当と認められる場合は加盟店として登録する。

(5) 留意事項

ア 「(3) 提出書類」は、登録を希望する店舗ごとに提出すること。

イ 申込関連書類は返却されないこと。

ウ 加盟店登録後は、本町が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画 撮影・イベント参加等）に協力すること。

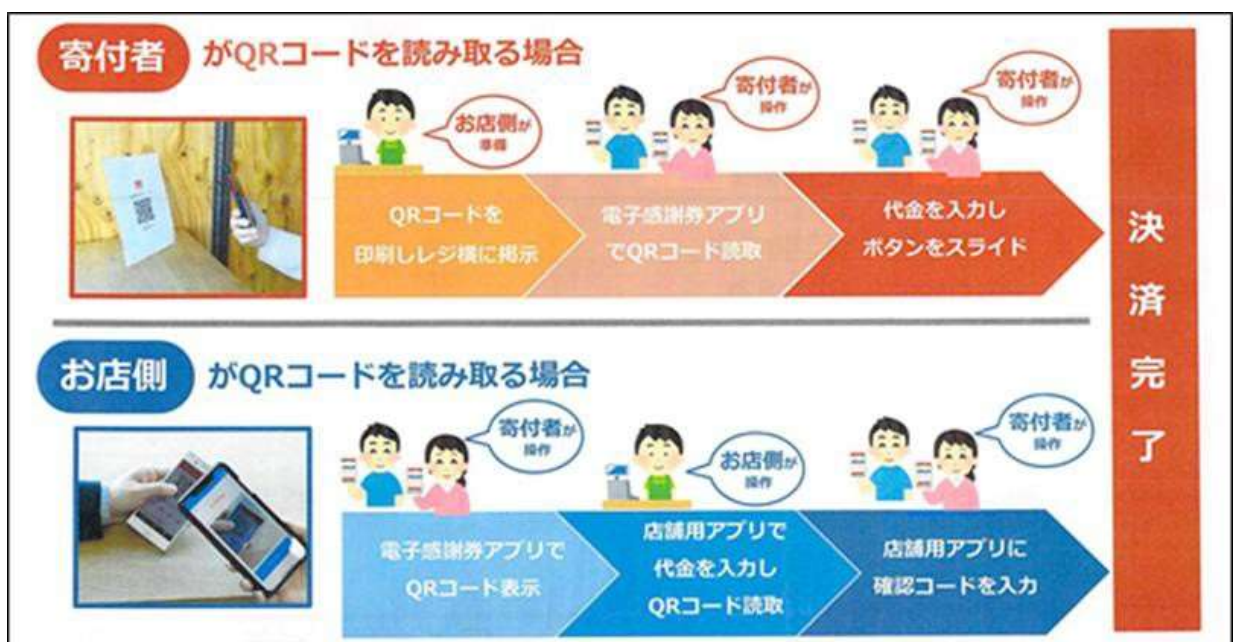
9 岩美町チョイスP a yの利用方法

(1) 寄附者が岩美町チョイスP a yの利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。

- ・ 寄附者がQRコードを読み取る場合
- ・ 店舗側がQRコードを読み取る場合

※店舗側がQRコードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

(2) 岩美町チョイスP a yのポイントが不足する場合、不足分は現金又はその他の支払い方法で決済を実施すること。



10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること。

- (1) 本町及び加盟店の相互協力により、本町のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応す

るとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと（PL保険加入推奨）。

- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本町に連絡すること。
- (4) 申込内容に疑義が生じた場合において、本町が調査を必要と判断したときは、速やかにその情報を開示するとともに、本町から指示があった事項について適切に対応すること。
- (5) 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (6) 本要項のほか、岩美町チョイスP a y加盟店規約に遵守すること。

1 1 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消すこととする。

- (1) 加盟店が営業を終了したとき
- (2) 加盟要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- (4) 前項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

1 2 岩美町チョイスP a yの精算について

毎月末日締めとし、締め日の15日後までに加盟店が指定した振込先口座に、岩美町チョイスP a y取引金額を支払う。振込手数料は本町の負担とする。